



学校教育指導資料

子どもたちを危機から守るために

～ 今日的な生徒指導の課題への対応 ～

平成24年3月
函館市教育委員会

はじめに

生徒指導とは，一人一人の児童生徒の好ましい人格の形成を目指した教職員の組織的・機能的な営みであり，あらゆる教育活動を通して，一人一人の児童生徒に対し実践されるべきものです。

その機能の充実には，教職員一人一人の資質の向上と組織としての指導体制の整備が重要であるとともに，現実には起きている，あるいは想定される児童生徒の問題行動や事故等への対応についても，日ごろから万全の体制を備えておく必要があります。

本資料では，各学校における，生徒指導の指針に基づく指導の徹底を図るため，問題行動の対応や未然防止の取組例を示しました。

学校においては，本資料を参考に，児童生徒の発達段階や学校，地域の実情等に応じた危機管理マニュアル等を作成し，問題行動等の予防や適切な対応に努めるとともに，生徒指導の一層の充実を図るようお願いします。

平成24年3月

函館市教育委員会

◇ 目 次 ◇

1	生徒指導の充実に向けて	1
2	函館市における現状と課題	1
3	生徒指導実践例・活用資料	
(1)	薬物乱用防止の指導	
実践例①	(小学校)	2
実践例②	(中学校)	4
(2)	性に関する指導の進め方	
実践例③・④	(小学校)	6
実践例⑤	(小学校)	7
(3)	性に関する犯罪への対応	
実践例⑥	(中学校)	8
実践例⑦	(中学校)	9
実践例⑧	(中学校)	10
(4)	いじめの問題への対応	
実践例⑨	(小学校)	12
実践例⑩	(中学校)	14
(5)	不登校への対応	
実践例⑪	(小学校)	16
実践例⑫・⑬	(中学校)	18
(6)	家出への対応	
実践例⑭	(小学校)	20
実践例⑮	(中学校)	22
(7)	日常的な取組	
実践例⑯	(小学校)	24
実践例⑰	(中学校)	26

1 生徒指導の充実に向けて

現在、学校における生徒指導上の諸問題等は、基本的な生活習慣にかかわる日常的な問題から、いじめ、不登校、薬物乱用など多岐に及び、依然として深刻な状況が見られます。それらの背景・要因として、社会の変化や閉塞感、規範意識や倫理観の低下等が指摘されており、このような状況において、学校では、時代の変化にも対応しながら、子どもたちがよりよい生活を送ることができるよう、生徒指導の取組の充実が求められています。

人格形成にかかわる生徒指導の意義は、個々の児童生徒が社会に出て生きていくために必要な資質・能力の育成にあり、その取組は、社会的に自立した人間形成への教育的営みと捉えることができます。日々の学校生活の中で、子どもたちの発達段階に合わせ、将来の自立のために必要な事柄を適切に、計画的に指導する必要があります。

各学校においては、児童生徒理解、人間関係づくり、組織としての体制づくりなど、様々な取組が行われておりますが、それらの取組を教職員全員で定期的に点検、確認し、より子どもたちの実態に合わせた指導を行うよう、日々、改善していくことが大切になります。

2 函館市における現状と課題

函館市内の生徒指導上の課題に目を向けると、全国的にも大きな課題となっている、いじめ、不登校の問題に加え、一部の児童生徒の例ではありますが、深夜徘徊、家出等があり、それら様々な問題に対して、学校の適切な対応が求められています。さらには、最近聞かれるようになった合法ドラッグと呼ばれる薬物の乱用や性的な問題行動への対応も必要です。

学校では、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら適切な指導を進めていますが、事案によっては対応に苦慮し、児童生徒を危機的状況から救うために長い時間を要することもあります。

問題の早期解決に向けて学校がよりよい対応をするためには、過去の事例を参考にしながら対応方法を検討することが有効です。

今回作成したこの資料を学校における生徒指導の充実を図るための手引として、校内研修等の場で活用し、全教職員の正しい共通理解のもと、自校の児童生徒一人一人の健全な発達と教育活動の一層の充実・発展に努めていただくようお願いいたします。

3 生徒指導実践例・活用資料

(1) 薬物乱用防止の指導

当然のことながら、未成年者の喫煙や飲酒、有機溶剤や覚せい剤などの禁止薬物の使用は様々な法律で禁止された行為です。

指導に当たっては、未成年の飲酒や喫煙はもちろん、年齢に関わらず薬物乱用は健康被害を及ぼすことに加え、法律上においても違反であるということを見学・生徒に理解させることが必要です。また、友達に誘われた時の断り方や誘惑を断ち正しく行動の選択ができるよう、ロールプレイングやケーススタディなどの指導方法を工夫することが有効です。

また、外部機関（保健所、医師、保護士など）と連携を図り、見学・生徒に薬物乱用の恐ろしさを理解させることが大切です。

指導のポイント

- ◎未然防止
- ◎病気や体への影響
- ◎児童が考える場面

実践例 ①

小学校～体育科(6年保健領域)：ゲストティーチャーを招いて

単元名：生活の仕方に関わって起こる病気の予防

単元の目標：生活の仕方に関わってどのような病気を引き起こすのかを知り、今後の生活の仕方を見つめ直すことができるようにする。

本時の目標：たばこがどのような病気を引き起こすのかを知り、今後の生活の仕方を見つめ直すことができるようにする。

学習内容	キーワード
○今日の学習内容とめあてを確認する。	
○たばこが原因で起こる病気や体への影響について知る。	呼吸器への影響 循環器への影響 など
○依存性や体への影響について理解する。 ・咽頭がん（喉頭がん）や肺への影響・寿命・依存性 など →ゲストティーチャー（医師、看護師）による話	依存性
○受動喫煙について知る。 ・たばこを吸わなくても周りの人に影響を与えることを知る。	受動喫煙
○学習のまとめをする。 ・たばこは、本人はもちろん自分以外の人にも害をおよぼすこと ・発育期の頃は特に悪い影響があるので、20才まで法律で禁止されていること	主流煙・副流煙 未成年者喫煙禁止法
○本時の学習を振り返る。	

指導のポイント

POINT 1 薬物乱用防止教育を各教科・道徳・特別活動で行いましょう

→ 小学校においては体育科（保健領域）だけではなく、道徳や特別活動においても薬物乱用防止教育を行っていくことが大切です。

【道徳】内容（5・6年）

- 1 主として自分自身に関すること。
 - ・生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。
- 2 主として自然や崇高なものとかかわりに関すること。
 - ・生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
- 3 主として集団や社会とかかわりに関すること。
 - ・公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

【学級活動】内容（2） 日常の生活や学習への適応及び健康安全
カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

POINT 2 指導方法の工夫をしましょう ～「指導」とともに「児童が自分の行動を考える」場面を～

【ロールプレイング】

薬物乱用防止教育においては、次のようなロールプレイングが考えられます。

○友達の家遊びに行ったとき、一緒にたばこを吸おうと誘われた

これ(たばこ)をすってみよう。かっこいいぞ。みんなもすっているぞ。

○友達とコンビニエンスストアに行って、一緒に酒を買おうと誘われた

このお酒、甘くておいしいぞ。みんなも飲んでるぞ。おれも飲んだことあるんだ。飲むといい気持ちになるぞ。

＊相手の誘いを断ってください

【ケーススタディ】

児童の日常生活で起こりそうな架空の話で場面を設定し、児童それぞれがその主人公の立場に立ち、そのときの気持ちや考え、行動の結果を予想したり、主人公がどのように対処すべきかについて考えたり話し合ったりする学習方法です。

（例）〇〇君は親友から今度家に遊びに来るとき、親のたばこを1箱親に内緒で持ってくるように言われました。そして、一緒に吸おうと誘われました。あなたならどうしますか？

（留意点）

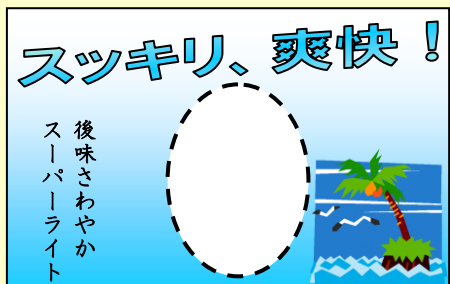
- ・できるだけ簡潔で分かりやすいストーリーで
- ・物語はオープンエンド（結論を出さない）で
- ・登場人物の名前は実在しないものに

【たばこ・アルコール飲料の広告を利用して】

＊商品および商品名・企業名は最後まで伏せること
（教師の発問）・この広告からどんな印象を受けますか。



- ・何の広告かわかりますか。
- ・実際の商品にはどんな害がありましたか。
- ・なぜこのような宣伝をするのでしょうか。



○外部機関との連携

「函館・性と薬物を考える会」や「市立函館保健所」などでは、資料の提供や講師（ゲストティーチャー）の派遣を行っています。

○厚生労働省 HP の「e-ヘルスネット」では、たばこやアルコールなどに関する情報提供を行っています。

実践例 ②

指導のポイント

- ◎ 未然防止
- ◎ 適切な対処法の定着

中学校～体育科(3年保健領域)：ロールプレイングの活用

単元名：健康な生活と病気の予防

「喫煙・飲酒・薬物乱用のきっかけ」

～たばこ・酒・薬物に手を出させないために～



本時の目標：喫煙・飲酒・薬物乱用に至るきっかけを知り，場面を想定したロールプレイングを行う中で適切な対処方法を身に付ける。

学習内容	キーワード
○ 喫煙・飲酒・薬物が心身に与える影響を確認する。 ○ 薬物乱用とは？ 「違法薬物は一回の使用でも乱用となる」 「医薬品は治療以外の目的に使用すると乱用となる」 ○ 薬物乱用に至る理由やきっかけを考える。 ○ 喫煙・飲酒が薬物乱用への入口となりやすいことを知る。 ○ 役割を決め，ロールプレイングを行う。 ○ 感想を述べ合い，本時のまとめを行う。 ※ ロールプレイングについて ・相手（人数・関係）や状況（場所）は，さまざまな場面を想定して行う。 - 例：数人の先輩の中に自分一人がいる状況	思考力・自制心の低下 依存性・幻覚・幻聴 耐性・フラッシュバック ゲートウェイドラッグ 友人・他人 1対1・1対多 あまい誘い・断り方

ノンアルコール飲料について

最近，ノンアルコール飲料の需要が高まり，カクテルテイストやワインテイストなど種類も抱負になっているが，各メーカーとも「20才以上の方の飲用」を想定して製造している。未成年者の飲用に対して法律上の規制はないが，「本物」に対する興味が高まることも十分に考えられることから，未成年者の飲用は避けるべきと考えられる。また，これらの商品の販売に関しては小売店でも判断に苦慮しており，対応が分かれている。

関連する法律→未成年者飲酒禁止法（1922年）

指導のポイント

POINT 1

ゲートウェイドラッグ（入門薬物）について確認しましょう

- たばこや酒はゲートウェイドラッグと呼ばれます。
 - ・喫煙や飲酒が脳や神経にもたらす影響は、薬物のそれと類似した部分がある。
- ➡ 酒や喫煙が習慣化すると薬物使用に対する心理的ハードルが下がってしまう。

POINT 2

薬物が体に与える悪影響の理解を深めさせましょう

- 高い依存性
 - ・初めは一回だけと思っても、繰り返し使用したくなる、あるいは使用せざるを得なくなる。また、耐性がつくため、より強い作用のある薬物に手を出すようになる。（薬物依存の悪循環）
- 何年もたってから現れるフラッシュバック
 - ・表面上では薬物依存から回復しているように見えても、不眠や小さなストレスがきっかけで、幻覚や被害妄想の症状が再燃する。

POINT 3

子どもたちを取り巻く環境を確認しましょう

- 身近に飲酒・喫煙の習慣がある人がいると、手を出しやすくなる。
- 現在の薬物には子どもに警戒心を抱かせにくい物が多くある。
 - ・「合法」や「脱法」、俗称（エス・スピードなど）で呼ばれていることが多い。
 - ・お菓子のようないきれいな色、模様につくられている物が多い。

道内の中学生の半数以上が大麻や覚醒剤を「入手できる」と考えている。
道教委「中学生・高校生の薬物に関する意識調査結果」（H22）より

子どもを薬物乱用から守るチェックポイント

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 帰宅が遅くなった。 | 6 目を合わせて会話しなくなった。 |
| 2 友人関係について話をしなくなった。 | 7 部屋に独りでこもることが多くなった。 |
| 3 金遣いが荒くなった。 | 8 電話やEメールに知らない人から連絡がある。 |
| 4 理由のわからないお金を欲しがる。 | 9 嘘が多くなった。 |
| 5 食事を家族と一緒に食べなくなった。 | 10 イライラしている。 |

このような行動が見られたら要注意です。

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター「子どもたちを薬物乱用から守るために」保護者用冊子より

(2)性に関する指導の進め方

指導のポイント

- ◎ 地域・家庭との連携
- ◎ 関係機関との連携
- ◎ 道徳、特別活動等との関連

薬物依存・自殺・いじめ・虐待など、痛ましい事件が後を絶ちません。また、人工妊娠中絶も増加・低年齢化傾向にあり、命の大切さに対する意識が希薄になってきていると言わざるを得ない状況にあります。

そんな中、平成 14 年度からは小学校第 3 学年と第 4 学年にも保健の学習が加わり、特に第 4 学年の「育ちゆく体とわたし」という単元では「初経」や「精通」などの体の変化についての学習内容があり、生命誕生にかかわる具体的な指導がこの頃から必要であることがわかります。

しかし、4 年生の段階では、子どもたちのほとんどは体の変化についてまだ自覚がない一方で、早くも初経や精通を迎える子もいます。この時期は成長の個人差が大きく、体も心も発育・発達早い子、ゆっくりな子の両方が同じ教室にいます。全体として子どもから大人への境目の段階に入っています。自分の体が新しい命を生み出すために大人の体へ変化する喜びを感じたり、男女差や個人差があることを知った上で互いに尊重する態度を養っていくことが重要です。

4 年生「思春期の体の変化」をテーマにした性教育の進め方

指導の視点

- 地域・家庭との連携
- 関係各機関との連携（専門分野のゲストティーチャーの活用）
- 保健教材・教具の有効活用
- 道徳、特別活動などとの関連（時数の弾力的な運用）

指導計画

- ① 《道徳》 1 時間扱い 題材：命の大切さと家族の愛
- ② 《保健》 5 時間扱い 単元：育ちゆく体とわたし
- ③ 《特活》 1 時間扱い 題材：安心と希望をもって自分の成長を見通す



実践例 ③

道徳「命の大切さと家族の愛」

◇学習内容

ア 生命の始まり

（お母さんがもつ卵子やお父さんがもつ精子について）

イ 母体内での成長

（母胎疑似体験，エコー写真，心音など）

ウ 赤ちゃんの誕生（生まれた時の体重など）

エ 家族の喜びや願い

（自分の誕生のエピソードや名前の由来）

実践例 ④

保健「育ちゆく体とわたし」

◇学習内容

- ア 体の発育・発達の仕方と男女の違いや個人差
- イ よりよい発育のために（食事・運動睡眠・休養など）
- ウ 男女の体つきや体の変化
- エ 初経・精通の仕組み
- オ 異性に対する気持ちの変化と男女の協力

実践例 ⑤

特活「安心と希望をもって自分の成長を見通す」

◇ 学習内容

ア 保健の学習を終えて（感想交流）

イ 不安や悩みの実態及び回答

ウ 発育・発達の個人差

エ 体の発育に対する心構え

授業後の感想（○男子 ●女子）

●月経の出血する量にびっくり。でも体のことがわかったから、心の準備ができそう。

○射精が起こるのは何となくいやな気がした。でも本当はうれしいことだということがわかった。



子どもたちの不安や悩み（○男子 ●女子）

○精通は、痛くないのかな。

○精通は、自分でわかるのかな。

●ちつから血が出るのが心配。

●月経は、痛いのかな。

●体のことを男子や他の人にかかわれたらどうしよう。



中学校・家庭・地域・外部団体との連携

（１）小学校・中学校の連携

小中学校が協力して指導にあたることで、児童・生徒の発達段階や発達課題に応じて、指導目標を適切に設定したり、指導内容の工夫をすることができます。

（２）家庭との連携

子どもたちの性意識や性行動は、生まれ育った家庭の在り方、家族の関係、保護者の価値観や生き方、保護者の育て方や考え方が大きく影響しています。より効果的な性教育を行うためには、家庭にも性教育の重要性を認識してもらうとともに、機会をとらえて、互いに連携・協力していくことが大切です。

- ・ 学校・保健便り等による情報提供
- ・ アンケートなどの実態調査
- ・ 学級・学年懇談会での意見交換
- ・ PTA活動としての講演会の開催 等

（３）関係機関・地域社会との連携

性に関する多様な情報の収集や整理、地域人材の活用、問題行動への対応、協力要請など、関係機関・地域社会と連携を図ることが大切です。

性教育に関する指導・協力

地域の関係機関、団体から性に関する情報や性教育の素材を得たり、講師として指導・協力をお願いしたりする。

- ・ 市立函館保健所
- ・ 函館・性と薬物を考える会
- ・ 函館市性教育研究会
- ・ 渡島性教育研究会 etc

性の悩み等の相談、指導、治療

子どもたちの身体的、精神的な悩みや不安等は、潜在的なものが多く、専門的なカウンセリングや指導、治療が必要とされる場合がある。

- ・ 市立函館保健所
- ・ 函館市児童相談所
- ・ 各医療機関
- ・ 南北海道教育センター etc

学 校

性の逸脱行動への対応

子どもたちが性の逸脱行動を行っている場合や、学校外の非行仲間や暴力団とのかわりがある場合、あるいは犯罪に該当する場合などにおいては、関係機関と連携を図ることが大切である。

- ・ 警察
- ・ 家庭裁判所
- ・ 青少年補導センター etc

性に関する環境改善への対応

学校周辺に風俗産業の広告やポルノ雑誌の自動販売機等が設置されていたり、不審者の情報があつたりした場合には、環境改善のために各機関と連携を図ることが大切である。

- ・ 警察
- ・ 町内会
- ・ 校外生活委員会 etc

今日的な性に関する諸問題に対応するためには、より豊かな人間の性の実現をめざし、小・中学校が連携し各学校における教育活動全体を通して、組織的・計画的に性教育に取り組んでいくことが必要です。

(3)性に関する犯罪への対応

近年、性に対する価値観の変化、マスコミの性情報の氾濫などによって、性意識や行動は開放的になっていると同時に、心身ともに傷つくような深刻な性の被害や加害も生じており、デートDVがそのひとつです。デートDVは命に関わるような暴力被害を取り上げることが多いため、当事者も「心の暴力」や「束縛の暴力」を暴力として認識できていない場合がよくあります。

指導のポイント

- ◎ 未然防止
- ◎ 被害にあわないための対策

実践例⑥

【性被害・性加害の実践事例（中1～中3）】

学習内容	※指導上の留意点 ☆資料
1 どのような犯罪が起きているのかを知る。 ○実際に起きている事例をあげる。	※日々起きている性犯罪のニュースや新聞等の内容から、効果的に展開する。
2 性被害の実態を知る。 ○発生の状況（要因）～時間、場所、服装 ○男性より女性の被害が多い。	※「男女の性的欲求の現れ方の特徴や違い」を思い起こさせる。
3 被害にあわないためにはどうしたらよいか。 ○発生要因を十分理解する。 ○犯罪が多い場所や不審者情報が多い場所には必要以外行かない。 ○女性は男性を刺激するような服装や髪型などの容姿に注意する。	※被害にあってしまった時は、信頼できる大人に相談することが大切であること、次の被害を防ぐためにも必要であることを伝える。
4 被害にあいそうになった時の対処法を知る。 ○大声をあげる、人通りの多いところへ逃げる、車から離れる、防犯ブザー など	※過去に性被害を受けた生徒がいるかもしれないことを念頭に置き、表現等に配慮する。
5 加害者にならないためにはどうしたらよいか知る。 ○デートDVについて知る。 ○自分の意識がDVにあたらないかチェックする。	※すべての恋愛はデートDVになる可能性をもっていることを理解させる。
6 ワークシートで今日の授業を振り返る。 ○感想を書く。	☆ チェックリスト ☆ ワークシート

指導のポイント

POINT

性犯罪から自分の身を守り、自分自身が加害者にならないためには、性被害・加害の発生要因を十分に理解し、他人、特に異性に対して思いやりのある行動や態度が取れるように指導することが必要です。また、小さい時から自己肯定感やコミュニケーションの能力を養っていくことが重要です。

インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、性情報の入手が容易になり、性に関わる事件が急増しています。その性情報への適切な対応を学ばせることで「性被害・加害」の内容にもつながります。

実践例⑦

【出会い系サイト、その他のサイトの危険性（中１～中３）】

学習内容	※指導上の留意点 ☆資料
1 出会い系や非出会い系サイトによる性犯罪と被害の現状を知る。 ○サイト利用が原因の事件について知る。 ・わいせつ事件を中心に具体例を示す。 ・具体的な数値（資料）を示す。 ○なぜサイトによる事件が多いか、なぜ児童（１８才未満）の被害が多いか考え、発表する。	※出会い系とされていないサイトの方が利用者が多く、警戒心も薄いことを押さえさせる。 ※携帯電話が犯罪被害にあう入口となっている点を押さえさせる。 ※児童（１８才未満）はまだ危険予知能力が低い、社会経験が乏しいことなど、生徒が考えられない場合は教師が事例を紹介する。
2 サイトの危険性を知る。 ○サイトを利用することの危険性について考える。 ・例題①②③は犯罪に巻き込まれる。グループに分かれ、その後のストーリーを作る。 例①「カラオケ行きたいけどお金ないなあ。誰か連れて行ってくれる人、出会い系でを見つけちゃおう…」 例②「〇〇サイトで知り合ってつきあうことになった彼。明日実際に会うことになりました…」 例③「自己紹介サイトに自分や友達の写真を載せました。たくさん書きこみがあるといいな…」 ・各班で発表し合う。	☆班ごとの記入用紙 ※様々なサイトは、営利目的のためであり、子どもの健康安全について考えていないことにも触れる。
3 サイトの危険から心と体を守るためのルールを確認する。 ○４つのポイント ①見ない ②書きこまない ③絶対会わない ④大人に相談する	

POINT 1

生徒が性情報を求める場合には、「役立つから」「友人関係などから必要だから」「おもしろいから」といった理由があることや、目的意識、情緒の安定、友人関係などが深く関わっていることなどを取り上げて具体的に指導することが必要です。

POINT 2

情報化社会では、氾濫する情報の中から自分に必要な情報を選択して、主体的に生きていくためには正しい知識や教養が必要です。性情報についても同様であり、性教育を通して性情報に対する選択能力を養うことが必要です。

積極的に交際する生徒、逆にまだ興味関心が薄い生徒、男女交際の実態は様々ですが、全ての生徒たちに、様々なメディアから恋愛に関する情報はあふれるほど発信されています。性教育では、恋愛パターンの押しつけではなく、「人間関係のルール＝恋愛のルール」という考え方のもと、異性の気持ちを尊重する、思いやるということに基本を置いて一斉指導の授業を考えていくことが大切です。

実践例⑧

題材名 男女交際について（中１～中３）

展開 1

学習内容	指導上の留意点 ☆資料
1 思春期の心と体の変化を確認する。 ○性ホルモンの作用で体や心に変化があらわれ、異性への興味や関心が強くなる。 2 つきあうならどちらを選択するか自分の考えをもつ。 ○どちらの形がよいだろうか？ ①一対一 ②グループで ・選んだ理由を数名発表する。 ○どちらを重視するか？ ①顔やスタイル ②性格 ・選んだ理由を数名発表する。 3 理想のつきあい方を考える。	※人を好きになるのは自然な人間の発達であること、個人差があることにも触れる。（関心がない生徒への配慮） ※多様な考えがあることに気付かせる。 ※互いの意見を批判するような雰囲気にならないように注意する。
Aさんは友だちとのつきあいも大切にしたいし、部活や勉強をBさんより優先させてしまうこともある。Bさんは毎日メールのやりとりもしたいし、Aさんと二人きりで過ごす時間を望み、他の異性と友だちと話していると嫉妬する。	
○事例から、次の2つの立場のどちらかを選択する。 ①どちらかと言えばAさんの気持ちに同感。 ②どちらかと言えばBさんの気持ちに同感。 ・選んだ理由を発表し、意見交流する。 ○Aさん、Bさんそれぞれに、どうすればよいかアドバイスを考えて、発表する。 ○中学生時期のつきあい（男女交際）で必要なこと、大切にしたいことを考え、ワークシートに記入する。 ・発表する。 4 感想をまとめる。（ワークシートに記入する。）	※他者の意見を聞くことで考えを広げる。

展開 2

学習内容	指導上の留意点 ☆資料
1 性に関する意識調査「中学生の男女交際はどうか」の結果を知る。 2 男女の欲求段階の特徴を知る。	☆アンケート結果
（展開1からのつきあいの継続という設定）夏休み、自宅の部屋で二人きりになったとき、AさんがBさんに身体接触を求めてきたが、Bさんに拒絶される。	
○おつきあいをしているAさんとBさんの事例を読み、2人の行動や、気持ちの違いについて考える。	

学習内容	指導上の留意点 ☆資料
○男女の性的欲求の現れ方の特徴と違いを知る。 ・予想をワークシートに記入する。 ①接近欲 ②接触欲（キス欲） ③性的興奮（性交欲） ④欲求段階の進み方 ・女子は、段階を踏んで進んでいく傾向がある。 ・男子は、ストレートに進みやすい傾向がある。 ⑤性交経験の動機 男子は生理的な性衝動と関連が強い。 ・大脳視床下部の性に関する領域が女子より大きい。 ・性ホルモンの分泌量が多い。 ・思春期は多くの精子が作られ、それを放出したいという欲求（射精欲求）が高まる。 女子は、愛情的な性衝動との関連が強い。 ・女性ホルモンの作用によって、子どもを産む体の仕組みのため複雑にできている。 3 欲求のコントロールについて知る。 ○性的な欲求をそのまま行動に移してはいけない理由を考え、ワークシートに記入する。 ○理性によるコントロールが必要であることを知る。 4 まとめをワークシートに記入する。 ○男女のよい関係をつくるため、AさんとBさんにアドバイスをする。	☆性差のグラフ ※性的欲求には、男女差、個人差はあるものの、発達とともに現れる自然な欲求だということを押えさせる。 日本性教育協会の資料による ※理性を働かすために様々な学習や経験の積み重ねが必要な事を知る。 ※人間関係を大切に考える事、相手の気持ちを理解する事、尊重できる男女交際の積み重ねが大切である事を押えさせる。

POINT 1 『人間関係の理解やコミュニケーション能力の育成』を基本に

「人間関係のルール＝恋愛のルール」と押さえ、異性の気持ちを「尊重する、思いやる」を基本に考えていくことが大切です。さらに思いやりや尊重する気持ちを伝えられる、意思決定や行動選択等のコミュニケーション能力の育成も重要です。

POINT 2 性的なリスクをさける意識を育てる

保健体育では、性的な欲求は、生理的欲求（生殖）と押さえられていますが、特定の相手に触れたいという接触欲求という側面の方が生徒にとっては身近であるため、接触欲求も人間の発達上自然なことであると学んだ上で、コントロールの重要性を学習することが大切です。また、性交が生殖を伴う行動であること、性感染症の危険性など必要な知識を身に付けさせ、性的接触を急がない意識を育てることも重要です。

POINT 3 集団指導と個別指導

集団指導として全員を対象にした場合、内容によっては抵抗感を強くもつ生徒が少なからずいるため、教材や資料などには十分な考慮が必要です。生徒同士の付き合いで、行き過ぎた行動を取る生徒には、集団指導を経て、具体的な内容は個別指導に発展させていくことが大切です。

POINT 4 ひろげる、つなげる指導

性教育は、「体の発育発達」・「心理的な発達」・「男女の人間関係」それぞれにつながりがあるため、一つを取り組むことで他の分野の内容にも取り組みやすくなります。「性情報への対処」「性の被害や加害」「デートDV」など、今日的課題に広げていくとさらに理解が深まります。

(4) いじめの問題への対応

いじめの問題への対応に当たっては、早期発見・早期対応が求められ、問題の解決後には再発防止・未然防止に向けての取組を計画的に行うことが大切です。

実際の指導においては、正確な事実関係等の把握に努めるとともに、いじめられる側といじめる側の個別指導及び双方の保護者への対応にも配慮し、解決後の再発防止に向けた支援や、周囲にいる児童生徒への指導等も同時に進める必要があります。

指導のポイント

- ◎ 早期発見
- ◎ 早期対応
- ◎ 組織的対応
- ◎ 再発防止
- ◎ 未然防止

実践事例 ⑨

小学校 ～ 悪口、陰口、仲間はずれから不登校ぎみになった事例 ～

4年女子児童Aの母親から、「Aが『学校に行くのが嫌だ』と言って泣いている」と電話連絡が来た。担任が家庭訪問し、Aに事情を聞いたところ、女子児童BとCから悪口や陰口を言われ、仲間外れにされているとのことだった。

BとCを呼び、それぞれ事情を聞くと、Cは「Bにつられて、ついやってしまった」と涙を浮かべて反省している様子だったが、Bは、いじめを認めたものの、反省する態度は見られなかった。2人が下校後、Bの母親から「何でうちの子ばかり責めるんだ。娘でなく、私に聞くべきだ」と怒りの電話がきた。

Aの母親から「大ごとにして欲しくない」との要望もあり、Aが不登校ぎみになっても、学級指導ができない状況となった。

対応のポイント

初期対応

Bの保護者が感情的であったため、まずは言い分をすべて聞き、落ち着いてきたところで、一つずついねいに事実の確認をし、学校の対応に対する理解を得た。

組織で対応

校内で組織した対応チーム内でその後の指導方針を決定し、職員朝会で状況報告と学校体制での対応を確認した。

再発防止

担任の目が届かないところでいじめが起きているとのことだったので、職員朝会時も担任が教室にいるようにし、「Aを絶対を守る」「いじめは絶対許さない」という姿勢を見せた。

学級での全体指導ができない状態だったことから、児童との信頼関係を高めるために、クラスの全児童と「交換日記」と「個別の面談」を行った。担任の働きかけもあり、傍観者だった児童にいじめに立ち向かう姿勢が見られるようになり、学級内に児童の笑顔が増え、Bも担任に自分の悩みを打ち明けるなど、心を開くようになった。Aは数日の欠席のみで学級に復帰し、数週間後、保護者の了承を得て、3名の当該児童の間で謝罪の場を設定することで、関係の修復を図ることができた。その後、学級通信等で子どもの成長のプラスの面を積極的に発信することで、保護者との信頼関係を築き、共に子どもを育てていこうという意識をもって連携を図ることができた。

まずは傾聴
そして確認へ

情報の共有化で
様々な角度から
の分析とサポ
ート体制（役割分
担）を構築

子どもたちの気
持ちをくみ取る
ことで、不安が
軽減された例

早期発見のために ※いじめられている子のサインを見のがさない！

1 学校でのチェックポイント10

- ☐ 朝の健康観察の返事に元気があるか。
- ☐ グループでの活動で、机を離されたり、避けられたりしていないか。
- ☐ 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣っていないか。
- ☐ 遊び仲間が変わっていないか。
- ☐ 一人で当番活動をしたり、重い物や汚れた物を持たされていることが多いか。
- ☐ 放課後下校しようとせず、不安そうな表情をしていることはないか。
- ☐ 衣服の汚れや破れ、手足の顔などにすり傷などが見られないか。
- ☐ 作品や写真等へのいたずらはないか。
- ☐ 授業中にほめると、周囲の児童がしらけたり、ばかにすることはないか。
- ☐ 用事もないのに、職員室に入ってきたり、近くをうろうろしたりしていないか。

(平成23年 函館市教育委員会・函館市いじめ等対策委員会「届け！いじめ0への願い」より)

組織で対応するために ※報告・連絡・相談を大切に！

- 1 いじめを把握したら、関係者で話し合い、対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担をし、迅速な対応を進める。
- 2 いじめられている児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアおよび登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- 3 保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- 4 いじめた児童については、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 5 ていねいに個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承を得られたら、再発防止のねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- 6 学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していた事例もあるので、卒業まで定期的に話し合う機会を持つなどの配慮も必要。

(平成22年 文部科学省「生徒指導提要」より)

再発防止・未然防止のために

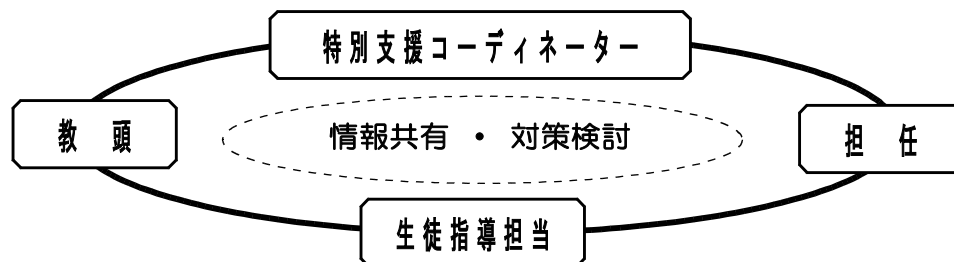
「いじめ」の再発防止・未然防止には下記の取り組み等が考えられます。

- いじめアンケート調査
- Q-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)やASSESS, 生徒指導支援ツール
- 構成的グループ・エンカウンター(自己理解・他者理解のトレーニング)
- ソーシャルスキル教育(上手な聴き方・話し方のトレーニング)
- ストレスマネジメント教育(ストレスとの上手な付き合い方・断り方のトレーニング)
- アンガーマネジメント教育(感情のコントロールの仕方のトレーニング)

特別支援の体制を生徒指導に生かす

(例) サポート会議のコーディネート

※メンバーはケースによる



実践事例 ⑩

中学校 ～ ふざけから、からかい、暴力にエスカレートした事例 ～

3年男子生徒Aから「頭にこぶができたので保健室に行きたい」との訴えがあった。保健室にて養護教諭が理由を聞くが、はっきりしなかったため、担任と学年団の教師が複数でじっくりと話を聞くと、話し始めた。

けがの原因は、3名の男子生徒とふざけ合っている中で椅子をぶつけられたことと判明した。

また、日常的にからかわれたり、乱暴な遊び(我慢できる程度)に無理に加えられていたことなども発覚した。

対応のポイント

組織として指導 方針の決定

Aからの聞き取り情報をもとに、生徒指導部および管理職と相談し、いじめととらえて指導方針を決定した。

指導の見通し
と役割分担を確認

事実の確認

学年団の教師で担当を決め、それぞれ別室を使用し、加害生徒3名からの聞き取りを行った。3名の話の内容がある程度一致するまで、教師同士が情報交換をしながら進めた結果、3名は行為を認め、「本人が嫌がっていなかったから、面白半分で・・・」と理由を話した。

同時進行で対応

学年団で対応

学年団の教師全員が集まり、3名の生徒に対して、「遊びではなく、いじめであり、絶対に許されないこと」「被害生徒が傷ついていることを考えること」を中心に指導した。

3名の生徒の反省の色が濃く、謝罪したいと話していることを教師からAに伝え、受け入れる気持ちであることが分かったため、学年団教師立ち会いのもと、場の設定をした。そして、二度としないことを約束した。

学年団での対応により、早期解決を目指すとともに学校の方針として指導

即日対応

その日のうちに、当該生徒宅すべてに家庭訪問した。

A宅では、確認した事実と学校での指導を伝え、理解を求めるとともに、学校として気付かなかったことを謝罪した。Aの保護者から当該生徒や保護者に対する謝罪の要求はなかった。

3名の生徒宅では事実報告とともに、いじめ（特に暴力行為）は絶対許されないこととして厳しく指導したことやAと保護者の様子等を伝え、家庭での指導を依頼した。＊加害側保護者の帰宅時間がそろわず、来校要請ではなく家庭訪問を実施

即日対応により、二次的な問題を防止するとともに、翌日から生徒が再スタートできるように配慮

再発防止 未然防止 解消確認

その後も3日後、1週間後、1か月、3か月と教育相談などを継続して、Aや学級の状況を確認し、解消されたことを確認した。

解消確認とともに、いじめを生まない学級（学校）風土づくりが必要

「発見する目」となる取組を確認しましょう

- 1 定期的なアンケート調査の実施
 - ・記入する子どもの心情に配慮する。＝項目は多くなく短時間で記入しやすいもの
記述的なものは避け選択肢を多くする。
- 2 定期的な教育相談や、日常的な声かけ相談の実施
 - ・日頃からのレポートづくりや、相談しやすい雰囲気づくりを意識する。
- 3 様々な側面からの観察活動
 - ・授業での様子（発言へのからかいがないか、座席を離されていないか 等）
 - ・朝や帰り、休み時間の様子（一人でいないか、悪ふざけをうけていないか 等）
 - ・係や当番活動時の様子（無理やりさせられていないか、当番活動時にも目配りを欠かさない 等）

即座に、組織的に対応する

- 1 いじめが発覚した場合、速やかに担当者に報告し、その後の対応を決める。
- 2 複数教員にて、被害・加害双方への聴取から状況把握（事実確認）を確実にし、組織的に対応する。
 - ・「いつ」「誰が誰に（含：周囲者）」「何を」などを具体的に確認する。
- 3 加害・被害双方の保護者へ、事実報告及び指導方針への理解や協力要請等を家庭訪問にて丁寧に実施する。
 - ・その日のうちに、できるだけ担任＋学年団など複数教員で行う。

自校の取組を検証・改善しましょう

- 1 「未然（再発）防止策」「発見・初期対応策」「組織的対応策」「全体計画」等を振り返ったり、見直したりする。
- 2 開発的・予防的生徒指導の充実を図る。
 - ・互いの違いを認め合える学級経営の推進
 - ・規範意識の醸成を図る道徳教育の推進
 - ・行事への取組や特別活動をはじめとした、グループ学習・体験的学習の推進
 - ・情報モラル教育の推進（含：ネットいじめ防止）

保護者対応で反感を買いそうな教師の言葉がけ例

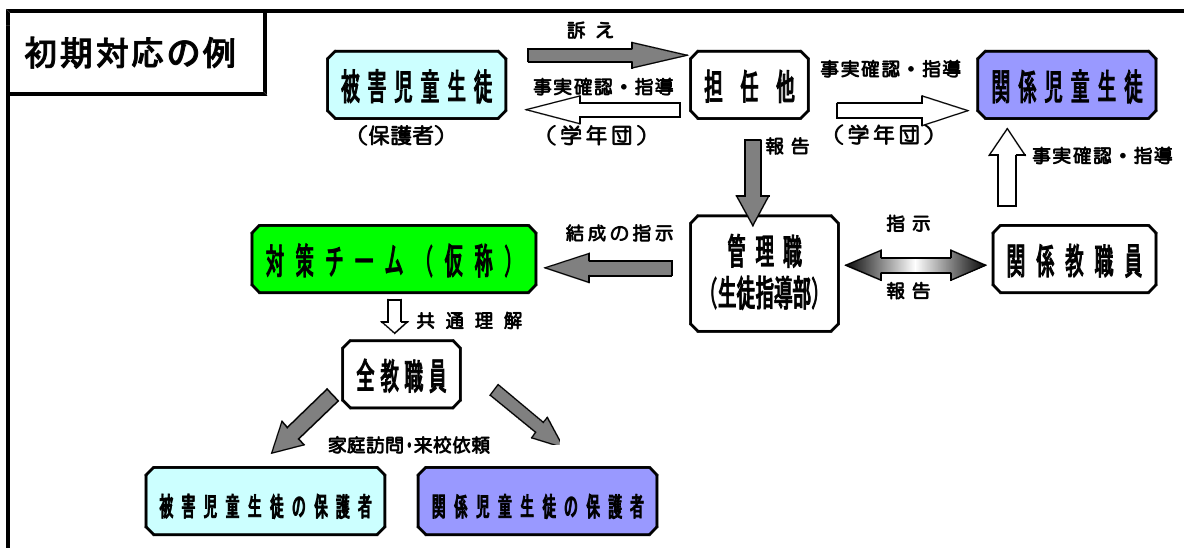
<被害> 「あなたのお子さんにも悪いところがあるのでご家庭でも注意してください。」

「一度どこかに相談に行ってみてはいかがでしょうか。」

<加害> 「実は、黙っていましたが、以前にもあったんです。」

「お母さんが甘やかした結果です。」

初期対応の例



(5)不登校への対応

指導のポイント

- ◎ 早期発見
- ◎ 早期支援
- ◎ 社会性の育成

不登校への対応に当たっては、基礎的な情報や対人関係に配慮するとともに、初期段階において、チームによる対応を迅速に行うことや、学校復帰後には再発防止に向けて、学習面の改善や対人関係の苦手意識を克服させる活動への参加を計画的に行うことが大切です。

中学校1年生時に不登校になった生徒の半数近くは、小学校での不登校「経験あり」の児童という調査結果もあります。(国立教育政策研究所生徒指導研究センター「中1不登校の未然防止に取り組むために」より)

不登校の背景には、社会状況の変化や家庭・学校の状況など多様な要因がかかわっています。そうした要因や背景があることを前提にした対応の改善を行い、より早い段階での「未然防止」や「適切な対処」が求められています。

また、場合によっては、「在籍時に登校させる」という教師側の思いにとらわれず、じっくりと子どもの精神的な成長を待つことも必要です。児童生徒が個性を生かし、社会生活へ参加するための道筋を築いていくよう支援することを念頭に置いて、長期的な視野に立って対応していくことも考えられますが、児童生徒や保護者との関係は維持することが大切です。

ただし、怠学などの場合は、登校刺激を与えながら指導を続け、生活改善を図ることで学校に復帰できるケースも少なくありません。

これらの状況を見極めるためにも、担任や学年団など、複数の教師による日常生活の観察や情報交換による実態把握が重要となります。

実践事例 ⑪

小学校 ～ 友人との関係がうまくいかず不登校になった事例 ～

3年男子児童Aは、クラスの友人との関係がうまくいかず、次第に学校を休むようになった。2年時は、月に数日程度であったが、3年になり長期欠席をするようになった。学習への意欲は低く、友人とのトラブルがあり、家庭との連携を密にしている子どもである。保護者は何とか学校に行ってほしいと思っているが、本人は行きたがらない。

情報の共有

組織で対応

保護者との連携

児童の実態について職員会議で報告し、対応を検討した。

会議では、

- ・児童は、周りの児童とのコミュニケーションがうまくいっていないこと
 - ・担任と生徒指導部、管理職が協力して対応にあたること
 - ・保護者と話し合っていくこと
- などが確認された。

その他、家庭訪問での児童の様子および保護者からの聞き取りの情報を記録することや、面談の際には、保護者に寄り添う態度で接していくことなどにも配慮することも確認された。

当該児童と保護者への対応を進める中で、児童の笑顔が見られるようになり、保健室への登校を促したと

対応のポイント

情報の共有化で
様々な角度からの
分析とサポート体制
(役割分担)を
構築

個人記録の作成
定期的な家庭訪問
や電話連絡の継続

ころ、保健室への登校を始めるようになった。
数週間後、全校縦割り班での「ふれあい集会」の情報
報を伝えると、興味を示し、参加した。その後、少し
ずつ学級への復帰ができるようになった。

早期発見・早期支援 ※情報の収集と分類

- 1 日常のちょっとした変化への気づき
 - ☐ 不登校はどの子どもにも起こりうるという基本認識
- 2 教師間の引き継ぎ
 - ☐ 不登校経験の有無が分かっているならば、未然防止や速やかな対応が可能に
- 3 不登校かもしれないと感じたら
 - ☐ 家庭訪問
 - ☐ 学級での聞き取り
- 4 組織で対応
 - ☐ 情報の共有による、担任一人で抱え込まないようにする工夫
 - ☐ 保護者に対応時も、コーディネーター（生徒指導部）、管理職等が立ち会い
 - ☐ 不登校の要因や支援について複数の視点（アセスメント）
 - ☐ 個人記録票の作成（引き継ぎをしっかりと）
 - ☐ 別室登校への可能性
 - ☐ 市教委への長欠報告

社会性の育成 ※絆づくり

- 1 対人関係の改善
 - ☐ 安心して登校できる学級・学校の雰囲気や環境づくり
- 2 学年や学校全体で取り組む、社会性の育成「絆づくり」
 - ☐ 組織的・計画的な対応
 - ☐ 縦割り班など、意図的な集団活動
- 3 学習面の改善
 - ☐ 心の問題がクローズ・アップされがちだが、学校生活の大半は教科の授業であることから、学習内容が「分かる」という充実感や達成感を得られるような指導方法の工夫や、習熟度別、少人数の授業など、個に応じた指導の充実も大切
- 4 長期休業中の取組
 - ☐ 長期休業を利用した面談や、補充学習の活用による「未然防止策」
- 5 人間関係の構築
 - ☐ 「居場所づくり」だけではなく、子ども自身が対人関係を築く力を獲得させる工夫
- 6 地域との連携
 - ☐ 家庭や地域と連携しつつ社会性の育成を進めることが必要
 - ☐ 地域ネットワークと支援チームづくり

参考資料

- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
「中1 不登校の未然防止に取り組むために」「不登校への対応と学校の取組について」
- 北海道立教育研究所
「不登校児童生徒の支援に関する研究」

実践事例 ⑫

中学校 ～ 小学校時代から原因不明の不登校が続いている事例 ～

3年男子生徒Aは、小学校4年時から原因不明の不登校状態で中学校に入学。保護者も登校を望んでいない。

情報の共有

小学校からの引き継ぎ情報をもとに学年団および生徒指導部で対応を協議。管理職の指示のもと、不登校対策委員会で指導方針を決定し、職員会議で全職員に確認した。

組織で対応

生徒・保護者の状況から、登校刺激を与えることで混乱が生じると判断し、登校させることを目標としつつも、学校とのかかわりが途絶えないようにコンタクトを継続することになった。

保護者を孤立させない

週1回のペースで定期的に家庭訪問を行い、当該生徒と会えない場合には無理強いせず、保護者とのみ玄関先で面会するなど、状況に合わせて柔軟に対応した。

長期的視野

3年間1日も登校せず、個別対応の2次卒業式にも出席できず、母親が代わりに卒業証書を学校で受け取った。

卒業後も当該生徒と接触することはできなかったが、保護者から連絡で、卒業後の7月から父（自営業）の手伝いをするようになり、少しずつ外出もできるようになったことや、柔軟に対応してくれた学校への感謝の言葉などが伝えられた。

対応のポイント

情報の共有化で
様々な角度からの
分析とサポート体制
(役割分担)を
構築

生徒や保護者の状況
により柔軟に対応

社会復帰を視野に

実践事例 ⑬

中学校 ～ 怠学・問題行動で不登校に陥った事例 ～

2年男子生徒Aは、2学期から怠学傾向が見え始め、校外での飲酒・喫煙・万引き等の触法行為を連続して引き起こした。その後、欠席が増え出し、不登校となった。

情報の共有

事故報告や日常の交流等から、学年団および生徒指導部で対応を協議し、管理職の指示のもと、不登校対策委員会(管理職・生徒代表・学年代表・学年生徒指導代表・担任)で指導方針を決定し、職員会議で全職員に確認した。

対応のポイント

情報の共有

行動にぐ犯性が強く、怠学により学習意欲が低下している状態であり、登校させないことで欠席が長期化する可能性が高いと判断した。

情報の共有化で
様々な角度からの
分析とサポート体
制（役割分担）を
構築

指導方針を 変えず遂行

家庭の状況から問題行動の抑止は難しい部分が多いため、登校刺激を与え、学校が中心となって当該生徒の生活改善を図ることで方針を決定した。

欠席時は必ず家庭訪問をし、翌日の登校に向けて指導を行った。また、朝、登校を渋る場合には、教師が迎えに行き、登校準備をさせて一緒に登校することなどを継続した。さらに、長期休業中には、頻繁に家庭訪問し、生活が乱れないよう支援した。

冬季休業中には、当該生徒が強く反発することもあったが、粘り強く対応し、3学期の登校を促すなど、あきらめず指導を継続した。

生徒や保護者との
約束や指導方針を
変えず、継続する
ことが必要な場合
も

進路の実現

その後、断続的な欠席はあったものの、登校しながら卒業式を迎えた。それまで、厳しい指導に対して、反発することも多々あったが、触法行為もなくなり、高校に進学した。当該生徒は教師に感謝の言葉を述べて卒業していった。

進路指導で自信
を取り戻した例

状況・実態把握 ※年度始め、学期始めに「学校・学年全体」での把握を

- 1 年間、学期といった期間での不登校生徒へのアプローチの仕方を検討
- 2 不登校傾向生徒への目配りとともに教育相談を実施
- 3 不登校生徒を増加させない取組
 - 対人関係への配慮＝Q-UやSGE
 - 学習指導の工夫＝「わかる授業」づくり等

即座の対応 ※「3日続いたら・・・」は過去の話。欠席連絡に違和感があれば即対応

- 1 はっきりとした体調不良以外の欠席時には「即、家庭訪問や教育相談等の対応」
- 2 体調不良であっても、気になる場合には「即、家庭訪問や教育相談等の対応」
- 3 登校していても「あれっ？」と感じたら、教育相談をして「即、対応策の検討」

長期的な視野で ※焦らず、複数での分析に基づいて

- 1 将来的に社会で自立することを視野に入れた対応を
 - 本人が将来社会に出て自立した生活を送れるようになるかどうか重要
- 2 当該生徒だけでなく、家庭（保護者）への適切な働きかけや支援を
 - 家庭（保護者）の安定が、生徒本人に大きく影響

Key Word ※迅速な対応と長い目での対応

- 1 「休みたい」「行きたくない」…。生徒がそう思っているとき、教師のひとつ言「どうしたの？」が生徒の心のよりどころになることも
- 2 「教師の焦り」は「保護者の焦り」
「保護者の焦り」は「本人へのプレッシャー」
「プレッシャー」は「大きなストレス」に
- 3 数年後、社会に出て自立するために、生徒にとって今必要なことを支援

(6) 家出への対応

指導のポイント

- ◎ 初期対応
- ◎ 搜索
- ◎ 帰宅後の対応
- ◎ 再発防止

定義

「家出」とは、「正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為」をいい、「少年警察活動規則」などでいう、「自己又は他人の徳性を害する行為である不良行為」に当たり、補導の対象となります。

平成20年度では、全国で家出をした小学生が1555名(うち女子471名)、中学生が7271名(うち女子3739名)となります。

(平成22年 文部科学省「生徒指導提要」より)

「家出」については、初期対応、搜索、帰宅後の対応、再発防止等が求められます。

また、家庭環境及び児童生徒の性格や発達段階に十分に配慮するとともに、初期段階においては、保護者との面談を迅速に行い、場合によっては警察への相談や搜索願の提出を要請する必要があります。

さらに、問題解決後の再発防止については、教育相談などの日常的な取組や継続的な連絡、家庭訪問などを計画的に行い、かわりを持ち続けることで、保護者との信頼関係を築き、情報交換がしやすい状況をつくることも大切です。

実践事例 ⑭

小学校 ～ 学校での疎外感から家出に至った事例 ～

小学校中学年の男子児童Aは、中休みに学校を飛び出した。自宅から自転車を持ち出し、校区外のスーパーに向かう途中で会った知り合いの中学生3名に、家から持ち出したお金を渡し、スーパーのゲームコーナーで遊んだり、レストランで食事をしたりした。その後、中学生1名と行動を共にし、中学生宅に宿泊した。

情報の共有

Aがいないことに担任が気づき、教頭に報告した。教頭が自宅に向かったが、すでに家にはいなかった。担任および校長に報告し、空き時間の教諭2名が搜索をするとともに、職員全体に事情を報告した。

組織で対応

全職員で地域を分担し搜索を開始した。校区内から、徐々に市内各方面まで範囲を広げた。

保護者との連携

複数で一方面を担当し、1時間ごとに、情報集約担当(教頭)へ電話で報告した。その間、担任は家庭訪問を行い、最近の様子を聞き取るとともに、保護者と今後の対応(警察への届け出など)について協議した。

翌朝、保護した際には、まず、帰宅したことを喜び、当該児童の気持の安定を図った。また、事情の確認は翌日にすることとし、家庭でゆっくり過ごすように促した。

対応のポイント

情報の共有化で様々な角度からの分析とサポート体制(役割分担)を構築

保護者に寄り添う組織的な対応
関係機関との連携

再発防止

翌日、落ち着いた頃に、家出の理由を確認し、その対応策を児童とともに考えると同時に、再発防止のために家庭と連携しながら、児童の状況に関する情報交換や、学校での教育相談、日常生活の観察等を継続した。近隣中学校との情報交換を密に行うとともに、担任は学校でのAの居場所づくりや友達づくりを支援し、再発防止に努めた。

原因の確認と、
問題解決に向けた
支援

初期対応 ※方針や手立ての共通理解が基本

- 1 管理職(校長・教頭)へ報告
- 2 教育委員会への速報
- 3 状況の把握
 - ☐ 携帯電話を所持しているか。メールや着信状況はどうか。
 - ☐ 所持金はいくらか。通帳の持ち出しはあるか。
 - ☐ 鞆などの所持品、服装や靴などの装着品は何か。
 - ☐ 自転車を使用しているか。
 - ☐ 最近の交友関係はどうか、いじめやトラブル、行き先の心当たりはあるか。
 - ☐ 警察署へ「未帰宅人届」または「家出人搜索願」を提出したか。
(提出できるのは、保護者等の監護人。搜索願提出時には、印鑑・写真の持参。)
- 4 保護者の許可を得た上で、友人等に聞き取り調査
- 5 管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応を確認

搜索

- 1 放課後等の時間を活用し、教職員による搜索チームを編成する。
- 2 発見した時の連絡方法を決めておく。情報収集担当者を置く。
- 3 保護者の意向を踏まえた上で、プライバシーに十分配慮し、行動する。
- 4 保護者の協力のもと、できるだけ最近の写真を用意し、警察に情報提供する。
- 5 搜索が長期になる場合も想定し、教職員の健康面(疲労や消耗度)や安全面に十分配慮する。
- 6 携帯電話に本人が出なくても、電話・メールを送り続ける。
(心配している気持ちを伝える。責める言葉は絶対に使わない。)
- 7 保護者には、必ず一人は家を離れないように依頼する。
- 8 家の近くに帰り、様子をうかがう行動を取る児童も多いことを考慮する。
- 9 携帯電話を持っている場合は、生死にかかわる等の特別な場合に限り、警察と携帯電話会社との連携のもと、位置が特定できる場合もある。

帰宅後の対応

- 1 帰宅直後は、まず、家庭での時間を優先し、ゆっくり休ませる。
- 2 無事帰宅し安心したこと、帰ってきたことが何よりうれしいことを伝え、最初は叱らない。その後、多くの人に心配や迷惑をかけたこと、自分だけの問題では済まないことを理解させる。家出という行為を責めることなく、児童の内面を理解する。
- 3 迷惑をかけた関係機関へのお礼・謝罪等を保護者に依頼する。
- 4 他の児童へは、当該児童を特別視することなく、普段通り接するよう指導する。

再発防止

- 1 校内における教育相談体制を充実させる。
- 2 保護者との連携を強化する。

(参考・引用資料) 平成22年 北海道教育委員会「学校における危機管理の手引(改訂版)」
平成18年 兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル」

実践事例 ⑮

中学校 ～ 母親の叱責から家出に至った事例 ～

男子生徒Aは、保護者(母親)に怒られたことが原因で家出をした。家出をすることを友人数名にメールで一斉送信しており、メールを受けた生徒が担任へ連絡した。

日曜日であったため、生徒指導部を中心に学校へ集合し、対応を協議した。

対応のポイント

保護者との連携

担任から、教頭および指導部に報告があり、学校で対応を協議した。

家庭訪問をして、最近の生徒の状況や、保護者の意向等を確認した。その内容から、対応策を検討した。家出人捜索願の提出等についても協力要請した。

個人情報の取り扱いや関係機関との連携には、保護者の了承が必要

組織で対応

学校に戻り、指導部が中心となり、校内体制（学校待機及び連絡担当、パトロール・捜索担当等）を構築し、役割分担して捜索を行った。

他校とのつながり

市内各所をはじめ、携帯電話での他校生とのつながりも考え、Aの友人である生徒の情報をもとに、他校生とのつながりも確認し、管理職を通じて、該当校への協力要請（情報提供等）も行った。

携帯電話でのつながりは校内にとどまらない可能性大

再発防止

その後、教職員により保護され、保護者に無事であることを伝えるとともに、警察へ連絡した。まずは、当該生徒の健康観察と教育相談を行い、保護者のもとへ送り届けた。事実の聞き取り等は後日行うこととし、その日は家庭でゆっくり過ごすよう保護者に依頼した。

後日、登校時に教育相談等を行い、Aの悩みを受け止めながら、問題解決のための支援策を提示した。

また、再発防止のため、学校での個別指導（カウンセリング等）を行うとともに、家庭訪問を継続することで保護者との信頼関係の構築に努め、学校と家庭が一体となった指導ができるよう配慮した。

必要に応じて、事後指導としての児童相談所や警察との連携も

早期対応 ※早期発見・保護・指導

- 1 年度当初に学校全体で家出などの問題行動が起きた場合の校内体制を構築し、全体で連絡体制や役割を分担した上で、対応の確認をしておくことが大切です。
- ☐ 家出が起きた場合の対応をマニュアル化するなどし、早急に校内で体制を整え、早期対応ができるようにしておく。

連携 ※保護者・関係機関 ※外部との連携については保護者とともに確認を

- 1 家出が発生した際には、まず家庭訪問をし、原因と考えられること、家出直前の行動、親戚・知人等へ行き先の可能性について聞き取り、家出人捜索願等の提出への協力要請について、保護者の考えを尊重しながら対応することが大切です。
- ☐ 保護者の考えを尊重しながら、自殺等の「最悪の事態」を想定し対応する。

検証と改善 ※児童生徒の生活や家庭環境などの理解に努める

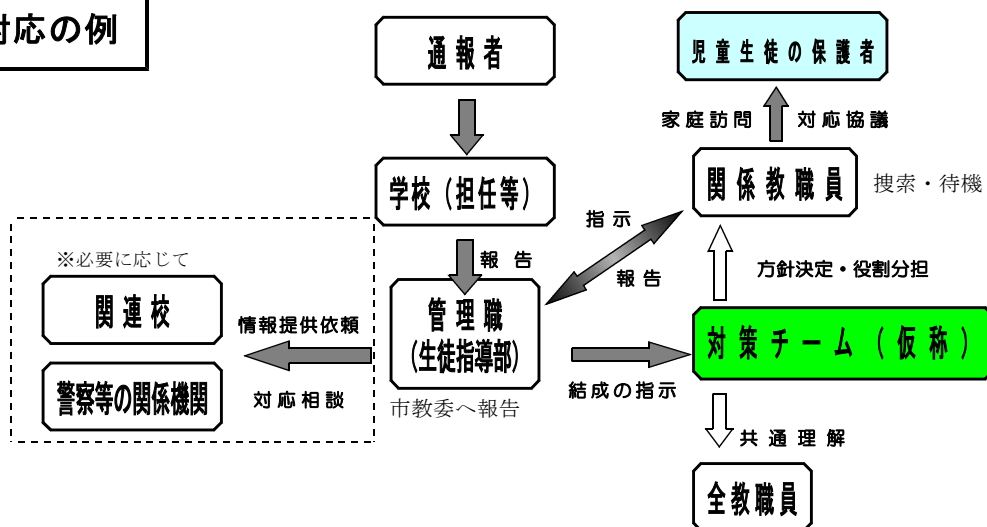
- 1 学校としての児童生徒へのかかわり方を振り返り、教育相談活動を見直したり、家庭訪問を継続化し保護者とともに家庭生活について一緒に考える機会を設けるなど、家出した児童生徒に対するケアが大切です。
- ☐ 教育相談、定期的な家庭連絡、関係機関への相談等も実施する。

< 家出は非行の始まり >

昨今は、「プチ家出」と言われる安易な家出や保護者と携帯電話で連絡を取り合う「ケータイ家出」が増加の傾向にあります。友人宅に外泊して、数日間で自宅へ戻ってくることや、携帯電話で連絡がつくため保護者が軽く考えて、警察にも捜索願等を提出しないなどの傾向も見られます。また、「家出少女が利用するサイト」（「神待ち」等）も多数存在し、家出中に衣食住に困った女子児童生徒を、男性が援助することを目的としたサイトにも注意が必要です。家出から福祉犯（性的な）被害に遭っているケースもあるため、家出が繰り返され、長期化するなどエスカレートする場合には、犯罪の被害に遭う危険性が高いものと考えなければいけません。

「家出は非行の始まり」ととらえ、対応に当たることが大切です。

初期対応の例



(7) 日常的な取組

指導のポイント

- ◎ 実態把握
- ◎ 目標設定
- ◎ 継続・徹底

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、基本的生活習慣が十分に培われないまま小中学校に入学するために、生活態度の乱れや問題行動を引き起こしたり、学習規律や学習意欲・態度にも影響を及ぼしたりする例が見られます。

各学校での日常的な生徒指導の取組においては、児童生徒や地域の実態も踏まえながら、学校が目指す児童生徒像（あるべき姿）などの目標を設定し、行動が習慣化されるまで粘り強く指導を継続することが大切です。

また、児童生徒、保護者等に提示した内容については、徹底を図ることが求められます。中途半端な指導は、学校や教師に対する不信感を招き、生徒指導の根幹を揺るがすことにもなりかねません。

実践事例 ⑬

小学校 ～ 基本的生活習慣（あいさつ・返事）の指導事例 ～

<児童の実態>

- 1 あいさつ
 - ・自らあいさつしたり、あいさつを返すことができない児童が相当数いる。
 - ・学級担任以外の教職員に、自ら進んであいさつできない児童の割合が多い。
 - ・来校者に対してあいさつする姿が見られない。
- 2 返事
 - ・表彰や認証式等の全校集会において、一部児童の声は聞こえるが、全体的にはしっかり声が出ていない。
 - ・クラブや委員会時、名前を呼ばれても元気よく返事できない。
- 3 児童や教職員の様子
 - ・恥ずかしさなどを克服できず、心が開放されていないと感じる。
 - ・教職員側のあいさつや返事などに対する意識が不十分である。
 - ・家庭における働きかけに大きな差がある。

実態を受けた目標の設定

まず、年度の重点として「思いやりのある生活を」を、そして前後期にそれぞれ目標として、

- ・前期 「明るく、元気にあいさつをしよう」
「言葉遣いに気をつけよう」
- ・後期 「廊下を正しく歩こう」 を設定した。

教職員全体で確認

- 次に、4つの方針を全教職員に提示した。
- ①強化月間を設け、全校をあげて組織的に取り組む。
 - ②児童の成長には、「教職員自身の変革が必要」という自覚をもって指導に当たる。
 - ③「大いにほめる」ことを指導の基本に据える。
 - ④家庭やPTAと連携を図る。

対応のポイント

実態を踏まえ、改善を目指した目標の設定

全体への提示による、組織としての取組

具体的な時期や内容の設定

1 具体的な取組内容は以下の6点である。

①意識・実態調査（アンケート）

②生徒指導部の取組

- ・啓発用の掲示物の作成・配布・掲示
- ・児童朝会であいさつ・返事に対して意識・意欲を高める話をする
- ・朝の打ち合わせなどでの全教職員への啓発・呼びかけ（随時）
- ・『生徒指導だより』での家庭への働きかけ

③学級・学年の取組

- ・あいさつ・返事に対しての意識や意欲を高める話をする
- ・学級・学年内であいさつ・返事についての状況を話し合う
- ・次のことを学級・学年で確認し合う
 - ア. 名前を呼ばれたら、「ハイ」と気持ちよく返事をする
 - イ. 「おはよう」「こんにちは」「さようなら」などのあいさつを気持ちよくする
 - ウ. 友だちや教職員・保護者・来客など校内外で出会った人々に進んであいさつする
- ・学級・学年内で気持ちのよいあいさつや返事が見られた時には意識的に大いにほめる
- ・担任・学年の先生から進んであいさつ・返事・声かけをする
- ・「学年だより」「学級だより」で家庭に対しての働きかけをする

④全教職員の取組（具体的な取組は次頁に掲載）

⑤家庭・PTA への働きかけ

- ・学校通信で啓発する
- ・学級PTA・PTAの諸会議での啓発（担任・管理職）（随時）

⑥評価～取組の成果と課題～

- ・年度末のアンケートで成果を確認（変容が見られる時には、中間アンケートを行い、その成果を広く発信する）

2 期間と重点

第1期（重点）あいさつや返事に対する意識や意欲を高める

第2期（重点）自ら進んで元気よくあいさつできる実践力を高める

第3期（重点）それまでの実践を振り返り、成長を確認する

時期や担当者を明確にした継続的な取組

全教職員の取組

（第1期）～実践化の段階ではないが、教師自身・子どもが意識化するため～

- 1 自ら進んでどの子にも気持ちのよいあいさつ・返事をする。
- 2 廊下歩行時やクラブ・委員会などの指導場面で大いにほめる。
- 3 保護者・来客などに対して進んで気持ちのよいあいさつをする。
- 4 職員室内で気持ちよいあいさつを交わし合う

（第2期）～以下の4つの実践を確実に取り組みましょう！～

- 1 自ら進んでどの子にも気持ちのよいあいさつ・返事をする。
- 2 廊下歩行時やクラブ・委員会などの指導場面で大いにほめる。
- 3 保護者・来客などに対して進んで気持ちのよいあいさつをする。
- 4 職員室内で「出勤時」「退勤時」など気持ちよいあいさつを交わし合う。

（第3期）

- 1 自分の行動や取組を振り返り、改善できることを考える。
- 2 これまでの取組を継続する。
- 3 1日に2人以上、あいさつや返事のしっかりできている子をほめる。
- 4 アンケートなどで変容をとらえ、評価する。

（参考資料）平成22年3月文部科学省「生徒指導提要」

実践事例 ⑪

中学校 ～ 生徒指導体制の確立に向けて ～

<各学校での実態把握>

生徒が守るべき生活のきまりの内容（時間・服装・不要物・礼儀等）を確認し、各学校の指導状況（生徒の実態）を把握しましょう。そのレベルにより、生徒指導部（または管理職）のリーダーシップのもと、適切な指導体制の確立が必要になります。

指導状況の分析	【レベル1】 「指導が徹底されている」	【レベル2】 「指導しているが徹底できない」	【レベル3】 「指導していない」
	生徒の自治活動を促す。「指導に従う」レベルから「自分たちで学校をつくる」レベルへの支援を行う。	指導した「つもり」の状態であり、きまりが提示してある以上は、守らせるための指導が必要である。教師間の指導に差が出ている危険性がある。	生徒の実態に即した、きまりの見直しや内容の検討が必要。「荒れている（服装の乱れ、不要物の持ち込み、時間を守れない、暴言等）」学校に多く見られる。
対応策の検討	リーダーの育成や開発的な生徒指導の視点から、様々な行事や取組を生徒の手で進めさせる。	早急に職員会議で指導の状況確認をし、指導徹底のための具体策を教職員内で共有した上で、すぐに実践に移す。（指導可能な項目の吟味が重要）	指導できないのか、必要ないのかを確認した上で、新たなきまり（または指導内容）を設定し、すぐに実践に移す。
指導上の留意点	・ 怒鳴るなどの威圧が厳しい指導ではなく、生徒の言い訳に流されず最後まで徹底させることが厳しい指導である。 ・ 「〇〇先生が言っているから」という他律的な指導は生徒に不信感を与える。 ・ 指導できない内容は提示しない。 ・ 全教師が同じ方法で指導する必要はないが、指導内容を変えないことが重要である。		

教師の姿勢が生徒の姿に

- 1 きまりが守られない状況では、次のような様子が見られます。
 - ☐ 教師が指導の徹底をあきらめている（「どうせ・・・」というせりふが多い）
 - ☐ 教師が本気で生徒と対峙しようとししない

指導しきるためには

- 1 指導場面において意識すること
 - ☐ こだわる ☐ 繰り返す ☐ 言い続ける ☐ ゆずらない
- 2 指導内容は変えない（伝え方は人それぞれでよい）
- 3 教師として自分が伝える
 - ☐ 「〇〇先生に言われるから」「先生はいいと思うけど、△△先生が・・・」は禁句
- 4 学年内で継続指導している内容を他学年とも共有する。
- 5 学級指導と個別指導を区別し、内容の重さにもよるが、基本的には複数体制で個別指導を別教室で行う。

その他のポイントとなる項目

- 1 「集団が優先」
 - ☐ 学校生活では集団が優先され、個人のわがまは許されない。集団を乱す行為をする生徒は集団での行動が制限されるという考え方を共有する。わがまを聞くための別室対応や保健室対応による「囲い（生徒の話を聴くだけの対応で、守らせるべきことを守らせることができない状況）」は結果的に生徒の要求を高め、対応しきれなくなり、学校の大きな「荒れ」につながる。
- 2 再登校指導と集団活動の一時停止
 - ☐ 集団を乱す生徒に改善後の集団復帰を求める（再登校指導等）指導と、あえて集団の中に入れ、乱す行為が無くなるまで集団全体の活動を止める手法がある。
- 3 指導段階の設定
 - ☐ 生徒への対応：担任→学年団→指導部代表→管理職と指導段階を上げることで、問題の深刻さを考えさせる。
 - ☐ 保護者への対応：家庭連絡→家庭訪問→再登校指導→保護者来校要請等、問題の深刻さに応じて、保護者への協力要請の度合いも上げる。

< 乗り越えるべき壁 >

学校「正常化」の過程で乗り越えるべき壁（指導の変化に戸惑う生徒への対応）

年度や学期のはじめは、指導レベルを引き上げる大きなチャンスとなります。しかし、レベルの引き上げは、教師だけでなく生徒にも大きな負担となるため、経緯や意思表示のために、全校集会を利用して、生徒に学校の考えなどを理解させることも大事なポイントです。さらに、学校通信などで指導方針をていねいに説明することも大切です。事前の説明が不十分な場合、次のような訴えが聞かれることがあります。

「去年までは良かったのに、どうして急に・・・」

このような質問に対しては、これまでの教師側の指導の甘さへの反省を伝えると同時に、生徒のために学校を変えようと、全教職員が本気でかかわることを強く訴える必要があります。

（摩擦を恐れ、現状維持に甘んじている限り、学校の生徒指導のレベルは引き上げられません。中学校時代にしっかりとした生活習慣を身につけさせることも、教師の大きな役目の一つと考えます。）

◆ 参考・引用文献一覧 ◆

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ・「生徒指導提要」 | 文部科学省 |
| ・「中 1 不登校の未然防止に取り組むために」 | 国立教育政策研究所 |
| ・「不登校への対応と学校の取組について」 | 国立教育政策研究所 |
| ・「学校防災マニュアル」 | 兵庫県教育委員会 |
| ・「学校における危機管理の手引（改訂版）」 | 北海道教育委員会 |
| ・「不登校児童生徒の支援に関する研究」 | 北海道立教育研究所 |

【平成 2 3 年度函館市学校教育指導資料作成委員】

(敬称略)

委員長	函館市立日新中学校	校長	安 達 幹 彦
委 員	函館市立中部小学校	教諭	伊 藤 圭
委 員	函館市立港小学校	教諭	島 村 昭 広
委 員	函館市立昭和小学校	教諭	田 中 直 哉
委 員	函館市立北美原小学校	教諭	紺 田 智
委 員	函館市立南本通小学校	教諭	武 内 貴 宏
委 員	函館市立潮見中学校	教諭	佐 藤 義 紀
委 員	函館市立亀尾小学校	教諭	後 藤 美千代
委 員	函館市立赤川中学校	教諭	櫻 井 信太郎
委 員	函館市立亀田中学校	教諭	田 上 直 広
委 員	函館市立亀田中学校	教諭	安 宅 聖
委 員	函館市立椴法華中学校	教諭	西 田 奈 美

平成 2 3 年度函館市学校教育指導資料 「子どもたちを危機から守るために」 ～ 今日的な生徒指導の課題への対応 ～

発行日	平成 2 4 年 3 月 3 1 日
発 行	函館市教育委員会
所在地	0 4 0 - 8 6 6 6 函館市東雲町 4 番 1 3 号
電 話	0 1 3 8 (2 1) 3 5 5 7
F A X	0 1 3 8 (2 6) 7 9 0 1
E-mail	shidou@city.hakodate.hokkaido.jp